

高松市・牟礼町合併協議会会議録  
第 1 回 会 議

平成 1 6 年 3 月 3 日 (水)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第1回会議

- 1 日時  
平成16年3月3日(水)午後1時30分開会・午後3時12分閉会
- 2 場所  
高松市役所 13階大会議室
- 3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	高木英一	委員	松田勝
委員	廣瀬年久	委員	藤井勇
委員	三野重忠	委員	静孝義
委員	山田徹郎	委員	三野ハル子
委員	安戸清次	委員	香川深雪
委員	菰渕将鷹	委員	加藤博美
委員	牟礼浩子	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	浜川憲博
委員	大浦澄子	委員	村上貞夫
委員	三笠輝彦	委員	太田量子

- 4 欠席委員 なし

- 5 事務局

事務局長	林昇	総務班 兼調整班	林田競一
事務局次長	加藤昭彦	総務班	黒淵博美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	調整班長	藤川幸彦
総務班長 兼調整班	加藤将門	調整班	安西正門
総務班	森田大介	計画班	山上龍二

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会長及び副会長あいさつ

### 3 委員等紹介

### 4 議事

#### (1) 報告事項

報告第 1号 高松市・牟礼町合併協議会規約について

報告第 2号 高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書について

#### (2) 議案事項

議案第 1号 高松市・牟礼町合併協議会会議規程について

議案第 2号 高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程について

議案第 3号 高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程について

議案第 4号 高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程について

議案第 5号 高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程について

議案第 6号 平成15年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画について

議案第 7号 平成15年度高松市・牟礼町合併協議会予算について

議案第 8号 平成16年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画について

議案第 9号 平成16年度高松市・牟礼町合併協議会予算について

協議第10号 合併協定項目について

協議第11号 合併協定項目の協議方針について

### 5 その他

(1) 市町村の合併の特例に関する法律の概要等について

(2) 高松市・牟礼町合併協議会第2回会議の開催予定について

### 6 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

事務局長 それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第1回会議を開会いたします。

皆様方には何かと御多忙中のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この合併協議会の会議の開会あるいは閉会は、本来、議長の権限ということになりますが、本日は本合併協議会の初めての会議でございますし、また、このような取り扱いを定める会議規程も後ほど御協議をいただくこととなっておりますことから、まことに僭越ではございますが、本日、議事に入りますまでの間、本合併協議会の事務局長に任じられました私、林の方で進行をさせていただきますので、よろしく御理解の上、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本合併協議会の会議の公開及び傍聴の取り扱いでございますが、これにつきましても、後ほど会議規程等を御協議いただきますので、それらの規程が決定されるまでの間は、特例的な形での会議の公開、傍聴の許可ということにさせていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お待たせをいたしました。会議に入らせていただきます。

会議次第2 会長及び副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2会長及び副会長あいさつでございますが、まず高松市・牟礼町合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 合併協議会規約に基づく協議の結果、協議会の会長を仰せつかった高松市長の増田昌三でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

高松市・牟礼町合併協議会の第1回会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員皆様方には、本日何かとお忙しい中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、牟礼町と高松市でございますが、これまで高松地区広域市町村圏振興事務組合を通じてさまざまな広域行政での取り組みや、源平合戦の古戦場屋島を共有することによるさまざまなかわりなど、これまで深いつながりを持ってきたところでございますが、このたび高木町長さん、また町議会、そして関係皆様方の御尽力により合併協議会が設置され、本日第1回会議が開催される運びとなりましたことに対し、心から敬意を表する次第でございます。

今さら申し上げるまでもなく、今日、合併問題は我々地方自治体にとって最大の課題でございます。各自治体においてそれぞれの立場で合併についての検討が全国的に行われ

ておるところでございます。

このような中、本合併協議会が本日スタートするわけでございますが、私といたしましては、この協議会の場におきまして、両市町の行財政状況を初め、各種の制度や住民サービスの現況等を踏まえる中で、合併に係るさまざまな課題や問題点、対応策などについて広くオープンに協議する中で、住民として合併についての適切な判断をしていただけるような、また両市町の将来展望と住民福祉向上の観点から建設的な議論が行われることを期待いたしておるところでございます。

どうか委員皆様方におかれましては、円滑な会議の運営ができますよう、格別の御理解、御協力をお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長であります高木牟礼町長よりごあいさつを申し上げます。

高木副会長 どうも皆さん、こんにちは。副会長を仰せつかりました牟礼町長の高木英一でございます。どうぞ市側の皆様におかれましてはよろしく願います。

私は、去年の統一地方選挙に、牟礼に新しい風を起こそうということで選挙に立候補いたしました。おかげさまで、こうして当選の榮譽を得たわけでございますけれども、その期間、町内を歩く中におきまして、牟礼町に今まで、余りというか、ほとんど合併の話がなされてなかった、しかし、町民の関心はそこにあったということで、私、半年以内に高松市との賛否を問う住民投票をいたしましよという公約を掲げさせていただきました。

それで、2週間は遅れたのでございますけれども、昨年11月9日に、衆議院議員総選挙と一緒に実施いたしました。2週間公約が遅れたということにつきましては、やはり町民の方々半年では短いんじゃないかな、少しでも考える時間を欲しいということで2週間延ばし、かつまた、総選挙と一緒にすることによって、より多くの方々の投票率を高めることによって意見が聞ける、そしてまた投票費用が軽減できると、こういう意味合いから、したわけでございます。

その間、常々申し上げてきたことは、やはりこの問題につきましては、常に最新で公正な情報を町民の方々に提供して、そして、町民の方々にも考え、学んでいただくという方向で私はやってきました。そういうことで、私、町長になってから即ですけれども、牟礼町で合併対策室を立ち上げまして、そして、7月からは合併問題検討委員会を立ち上げて資料づくりにかかりました。住民投票までに総計37回の合併についての説明会を町内で実施させていただきました。

そういうことをすることによりまして、牟礼町は、1890年の明治の大合併によりまして牟礼、大町、原、この3村が合併して牟礼村になりました。そして、昭和37年に牟礼町になりました。ちょうど私12代目になるんでございますけれども、それをする事によりまして、やはりその間の110年の歴史ある牟礼町の中に、やはり住民自治の大切

さ、これを考えなきゃいけないよ、という機運が盛り上がったと思っております。

その結果が、15歳以上の未成年者にも投票権を与えようということでした。

いろいろこの件につきましては議論ありましたけども、ことしの1月3日の牟礼町の成人式におきまして、新成人代表がこういう話をしました。私たちにも投票権を与えてくれたおかげで、牟礼町のことを真剣に、牟礼町の未来のことを真剣に考え、また考えなきゃならないということがよくわかりました、というような決意表明いただきまして、私自身としましたら、この15歳以上の未成年者に投票権を与えたということは、非常に成果だと考えております。

そして、11月9日の結果は、皆様御存じのとおり、4,970対4,902、68票差、68人の差で賛成が多うございました。やはり私は、住民の声を生かすことが大切だ、ということで、早速12月議会に高松市との法定協議立ち上げを上程させていただきました。牟礼町議会の議論、そしてまた承認を得て、きょうこの日を迎えることができます。

私は、合併問題につきましては、こう考えております。日本の国には今まで3つの維新があった。1つは明治維新。やはり、明治維新と同じく開通したスエズ運河でヨーロッパ諸国と交流がしやすくなった日本人が多くいたときに、日本の遅れている社会を見て、とにかく欧米諸国に追いつこうという、これが日本の近代化、中央集権体制ではありましたが、しかしながら、それがどこで間違えたのか、太平洋戦争に入って、戦後本当に疲弊してしまった。しかしながら、今70代、80代、それ以上の方々の主に努力によりまして日本も経済的には復興した。そして、1980年代にはジャパン・アズ・ナンバーワンと言われて、世界一と言われても不思議でない経済大国になったんですけども、1989年のベルリンの壁の崩壊とか、1990年のソビエトの崩壊とともに起こった日本のバブルの崩壊で、今現在、国全体でも700兆円を超える借金、そしてまた少子高齢化、財政難、こうすることで、やはり私自身は、今のこの時代が平成維新からもう新世紀維新と申しますか、やはり未来の子供たちにどのような身軽な社会を、やはり私たちが、今に生きる私たちが十分に考え、検討して引き継ぐか、私は合併問題はこのことじゃなかろうかなと、このように考えております。

大切なことは、この前、増田市長ともどもに調印させていただいたときにも申し上げましたけども、やはりお互いが信頼関係を失わずに、粛々と協議を進めながらも情報公開し、そして、また牟礼町と高松圏域のこのエリアが、どのようなまちづくりをするのか、やはり長期的展望に立ってこのようなまちづくり、未来づくりの計画を立てること、このことが大切じゃなかろうかな。

やっぱり新設とか編入とか、いろんな形はありますけども、大切なことは、やはり十分な話し合いであり、やはり未来づくり計画、共通理解に基づく計画を確実に実行する、私はこのことじゃなかろうかなと思っております。

当然のことながら、やはり来年の3月31日に合併特例法の期限がありますけれども、この期限を尊重するということにつきましては、やはりこれは住民の声なき声、このように私は考えております。

私自身、最後になりますけれども、好きな政治家で35代大統領のジョン・F・ケネディを尊敬しております。これはなぜかと申しましたら、私が中学2年の11月23日、今でこそ衛星放送は初めてでございますけれども、日米初めての同時中継が出たときに、返ってきたニュースがその暗殺のニュースでございました。そのケネディ大統領が大統領に当選して初めてホワイトハウスに向かうときに、出身地のマサチューセッツ州議会でこのようなあいさつをしております。A city upon a hill、丘の上の町、アメリカはこのような町になるということを言われております。

今回のこの高松市とこの牟礼町、合併協議を進めていくわけでございますけれども、やはりもし合併に至ったなら、そういう町にしなきゃならない。丘の上にある町、やはり注目もされますし、かつまた輝きもします。しかしながら、その上に責任もあります。私たちはやはりこういうことをこれからのこの協議において、やはり20年、30年先、50年、100年先のことを考えて、やはり大局的な見地にのっかって、建設的に進めていく必要があるかと思えます。

でございますから、委員の皆様におかれましても、建設的な協議の進行に御協力いただきますことをお願いさせていただきまして、私のあいさつとさせていただきます。

終わります。

事務局長 ありがとうございます。

会議次第3 委員等紹介

事務局長 それでは次に、会議次第の3委員等紹介に移ります。

お手元の高松市・牟礼町合併協議会委員等名簿に基づきまして御紹介をさせていただきます。

まず初めに、先ほどごあいさつを申し上げました本合併協議会会長であります高松市の増田昌三市長でございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様）

同じく、ただいまごあいさつを申し上げました本合併協議会の副会長であります牟礼町の高木英一町長でございます。

次は、高松市の廣瀬年久助役でございます。

牟礼町の三野重忠助役でございます。

次は、議会の正・副議長に移りますが、高松市議会の山田徹郎議長でございます。

牟礼町議会の安戸清次議長でございます。

高松市議会の菟淵将鷹副議長でございます。

牟礼町議会の牟礼浩子副議長でございます。

次に、市町の議会議員に移りますが、高松市議会の梶村 傳議員でございます。

同じく、高松市議会の大浦澄子議員でございます。

同じく、高松市議会の三笠輝彦議員でございます。

同じく、高松市議会の森谷芳子議員でございます。

次は、牟礼町議会の松田 勝議員でございます。

同じく、牟礼町議会の藤井 勇議員でございます。

同じく、牟礼町議会の静 孝義議員でございます。

同じく、牟礼町議会の三野ハル子議員でございます。

次に、学識経験者の紹介に移ります。高松市の香川深雪様でございます。

同じく、高松市の加藤博美様でございます。

同じく、高松市の小西百々代様でございます。

次は、牟礼町の浜川憲博様でございます。

同じく、牟礼町の村上貞夫様でございます。

同じく、牟礼町の太田量子様でございます。

以上、22名が本合併協議会の規約に基づく会長及び委員でございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、その下に記載をしております監査委員でございますが、先般、増田会長の方から本合併協議会の規約に基づき、高松市の北原和夫代表監査委員及び牟礼町の山下眞須子代表監査委員のお二人を委嘱しておりますので、名簿記載により御紹介をさせていただきます。

続きまして、この機会に本合併協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

先ほどごらんいただきました委員等名簿の裏に事務局職員名簿を掲載しておりますが、事務局次長の加藤昭彦でございます。

同じく、事務局次長及び計画班長事務取扱の福井 隆でございます。

次に、総務班長と調整班を兼務いたします加藤将門でございます。

総務班の森田大介でございます。

総務班と計画班を兼務いたします林田競一でございます。

総務班の黒淵博美でございます。

次に、調整班長の藤川幸彦でございます。

調整班の安西正門でございます。

計画班の山上龍二でございます。

次に、本日の会議には出席をいたしておりませんが、名簿に記載のとおり、池内 保から諏訪真史までの8名が調整班及び計画班を兼務いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

会議次第4 議事



事務局長 それでは、これより会議次第の4議事に入るわけですが、ここで会議での発言要領についてお願いをいたします。

協議会の会議につきましては、会議録を作成いたしますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た後、まことに恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチ、緑色の部分でございますが、それを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから御発言をされますようお願いを申し上げます。

それでは、これから後の会議につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長に当たることとなっておりますので、増田会長をお願いいたします。

会長、よろしくをお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

会議次第4 （1）報告事項

議長（増田会長） 会議次第の4、（1）の報告事項に移らせていただきます。

報告第1号及び報告第2号について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） 事務局次長の加藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。報告第1号、第2号について御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願います。

まず、報告第1号高松市・牟礼町合併協議会規約についてでございますが、規約の内容につきまして、その要点を説明させていただきます。

資料の2ページをお開き願います。

まず、第1条でございますが、本協議会の設置の根拠について述べておりまして、その根拠法といたしまして、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法である旨が記載されております。

次に、一つ飛びまして第3条は、協議会の担任する事務について定めておりまして、まず1点目といたしまして、1市1町の合併に関する協議、2点目といたしまして、合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成、3点目といたしまして、前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項を担任することといたしております。

次に、第4条は協議会の事務所についてでございますが、本協議会の事務所は、1市1町の長の協議により定めた場所に置くことといたしております。

このように「1市1町の長が協議して定める」という規定がこの規約の中に全部で10カ所ございますが、これらの協議結果につきましては、次の報告第2号でまとめて説明させていただきます。

次の第5条は組織でございますが、協議会は会長及び委員をもって組織するものとする

と定められております。

次に、第6条及び第7条の会長、副会長につきましては、1市1町の長の協議により選任することといたしております。

次に、3ページにまいりまして、第8条は委員についての規定でございます。

まず、第1項の第1号委員といたしまして、1市1町の長及び助役でございますが、複数の助役を置く場合にあっては、長が指名する助役1人といたしております。

次に、第2号委員として、1市1町の議会の正・副議長、第3号委員として、1市1町の議会の議員のうちからそれぞれ議会の選出した者、各市町4人以内となっております。

次に、第4号委員でございますが、1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者で、各市町からそれぞれ3人以内となっております。

また、第2項におきまして、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができるといたしております。

次に、第9条の会議についてでございますが、会議は会長が招集すること、委員総数の3分の1以上の委員から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないこと、会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならないことを規定いたしております。

次に、第10条の会議の運営でございますが、第1項では、会議は委員の半数以上が出席しなければ成立しないこと、第2項では、会長は会議の議長となることを規定いたしております。また、第3項におきまして、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めることとなっておりますが、後ほど議案第1号高松市・牟礼町合併協議会会議規程として、本日お諮りすることといたしております。

次の第11条から4ページの第13条までは、本協議会の会議におきまして御協議いただく前に、調査・審議・調整等の諸準備を行うための機関としての小委員会、幹事会並びに事務局に関する規定が定められております。

次の第14条は、本協議会に要する経費、第15条は監査、第16条は財務に関する事項、第17条は報酬及び費用弁償に関する規定でございますが、このうちの経費、財務に関する事項及び報酬及び費用弁償につきましては、次の報告第2号の中で改めて説明させていただきます。

次に、第18条は、協議会の解散の場合の措置について定めておりまして、第19条に補則といたしまして、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めることといたしております。

また、附則といたしまして、この規約は1市1町の長が協議して定める日から施行することといたしております。

以上が報告第1号高松市・牟礼町合併協議会規約についてでございます。

続きまして、報告第2号について御説明をいたします。

資料 6 ページをお開き願います。

報告第 2 号高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書についてでございます。

この協議書につきましては、先ほどの規約の説明の中で申し上げましたように、「1 市 1 町の長の協議により定める」と規定されております項目等につきまして、去る 1 月 2 6 日に高松市長、牟礼町長の間で取り決め、調印をしたものでございます。

資料の 7 ページをごらんいただきます。

7 ページの中ほどから下に、市長、町長が協議して定めた事項を記載いたしております。

まず、1 では、合併協議会の事務所については高松市に置くことといたしております。

次の 2 と 3 では、会長には高松市長、副会長には牟礼町長をそれぞれ選任いたしております。

次に、4 の委員は、規約の第 8 条第 2 項に規定する、必要に応じて 1 市 1 町の長が協議して定めた委員でございますが、当分の間置かないものといたしております。

次の 8 ページをお開き願います。

8 ページの 5 は、事務局についてでございますが、後ほど御説明いたします事務局規程を定めるとともに、事務局の職員については、1 市 1 町の長がそれぞれ命じた職員をもって充てることといたしております。

次に、6 の協議会の経費でございますが、市町が負担すべき経費のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する費用につきましては、それぞれの市町が負担し、それを除いた金額を 1 市 1 町で均等して負担することといたしております。

次に、7 の財務に関する事項、8 の報酬及び費用弁償につきましては、後ほど御説明いたします財務規程並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を、別途、定めております。

9 の規約の施行日につきましては、平成 1 6 年 2 月 1 日とし、この日をもちまして合併協議会が発足したところでございます。

そのほか、1 0 の内容の変更から 1 3 の協議の失効につきましても、それぞれ記載のとおり定めております。

続きまして、1 0 ページをお開き願います。

1 0 ページ、別紙 1 高松市・牟礼町合併協議会事務局規程でございます。

まず、第 1 条の趣旨でございますように、この規程は規約第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、1 市 1 町の長が協議の上、ただいま御説明いたしました協議書の中の別紙として、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず、第 2 条の所掌事務につきましては、協議会の会議、協議資料の作成、広報、庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項を所掌することといたしております。

第 3 条、第 4 条は、組織及び事務分掌、職員等についての規定でございますが、事務局

は総務班、調整班及び計画班の三つの班とし、事務局長、事務局次長、その他の職員で構成することとしております。

以下、第5条につきましては職員の職務、第6条は会長の決裁事項、11ページの第7条は事務局長の専決事項、第8条は代決に関する規定、第9条は文書の取扱い規定、第10条は公印の取扱い規定、次の12ページにまいりまして、第11条は職員の服務、第12条は職員の給与等に関する規定でございます。

次に、13ページの別表第1は、事務局の各班の分掌事務、次の14ページの別表第2は、協議会の公印について、また15ページ、16ページには合併協議会の起案用紙の様式を掲載いたしております。

以上が合併協議会事務局規程でございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙2高松市・牟礼町合併協議会財務規程でございます。

この規程は、第1条の趣旨にもございますように、規約の第16条に基づき、協議会の別紙として、合併協議会の財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条では歳入歳出予算について、第3条は予算の補正、第4条は歳入歳出予算の款、項及び目の区分について、第5条は出納及び現金の保管について、次の18ページにまいりまして、第6条では協議会出納員、第7条では予算の流用及び予備費の充当、第8条では決算等について、第9条では収入及び支出の手続をそれぞれ定めたものでございます。

以上が財務規程でございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

20ページ、別紙3高松市・牟礼町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。

この規程は、規約の第17条第2項に基づき、協議書の別紙として、合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条の報酬の額でございますが、規約第8条第1項第4号の学識経験を有する委員、第2項の委員、規約第15条第1項の監査委員の報酬の額は、日額6,500円といたしております。

次に、第3条の費用弁償の額でございますが、第1項では、具体的には委員である市町の議員が会議等に出席したときは、その費用弁償として、日額6,500円を支給することといたしております。

また、第2項では、協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給することといたしております。

なお、第4条では、報酬及び費用弁償の支給方法につきましては、高松市の例によることといたしております。

以上が委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、ただいま御説明いたしました三つの規程を含む協議書を高松市長、牟礼町長の間で、去る1月26日に取り交わしたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第1号及び報告第2号についての説明を終わります。どうぞよろしく願います。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第1号及び第2号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんですか。

はい、特にないようでございますので、それでは報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第4 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（2）の議案事項に移らせていただきます。

議案事項のうち、議案第1号から議案第3号までの3件につきましては、関連がございますので、一括議題といたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局次長（加藤） それでは、議案第1号、第2号及び第3号について御説明をいたします。

会議資料21ページをお開き願います。

まず初めに、議案第1号高松市・牟礼町合併協議会会議規程についてでございますが、高松市・牟礼町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項については、規約第10条第3項の規定で、会長が会議に諮り別に定めるとされておりますことから、この規定に基づきまして、本日、議案として提出するものでございます。

次の22ページをお開き願います。

22ページの会議規程のうち、まず第2条の基本方針でございますが、第1項では、会議は公開とし、出席委員の過半数の賛同があるときは非公開とすることができること、第2項では、会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとするという基本方針を規定いたしております。

次の第3条は、議長、委員の責務について規定いたしております。

次の第4条は、会議の開閉等ございまして、第1項で会議の開閉は議長が宣告すること、第2項で会議における発言は議長の許可を得た後に行う旨を規定いたしております。

次の第5条は、会議の進行についての規定ございまして、第1項では、会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする。と規定いたしております。

この第1項の規定の趣旨でございますが、本合併協議会は議会とは異なり、議決機関で

はなく、意見集約を行う場でございますので、それぞれの合併協定項目などについて、協議会の会議の場で協議し、各委員の意見集約を行う中で一定の方向性を導き出すことといたしております。したがいまして、それぞれの協議項目について、多数決で議事を進めていくということではなく、まずは全会一致が原則であるということでございます。

ただし、すべてこれでまいりますと、効率的な議事進行ができないケースもございますので、議論を尽くしても、なお意見の一致を見ることが困難であると、そのような場合には、大方の賛同をもって議事を進めることとしたものでございます。

この「大方の賛同」という表現でございますが、例えば3分の2とか4分の3という表記の仕方とも考えられますが、あくまで原則は全会一致でございまして、この原則を崩すような形で具体的な数字を記載することはどうかということで、香川県が作成いたしました合併事務ガイドブックの考え方、あるいは県内の他の合併協議会、県外の先進地域の事例なども参考にいたしまして、この「大方の賛同」という表現としたものでございます。

次に、第5条の第2項でございますが、協議事項は、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明することといたしております。この規定の内容につきまして、よりわかりやすく説明するために、本日、参考資料を添付しております。その資料に基づき説明させていただきます。

2ページ後の24ページをお開き願いたいと存じます。

24ページの参考資料「高松市・牟礼町合併協議会会議における意思決定等について」でございます。資料にはそれぞれの案件の種類の説明と意思決定等の流れを記載しております。

まず、1の合併協議会会議へ提出する案件の分類でございますが、(1)から(3)にございますように、報告、議案、協議の3種類でございます。

まず、(1)の「報告」でございますが、記載してありますように、報告は既に決定しており、協議会において共通認識を要する事項や規約、規程等により、会長が定めた事項などについて協議会に説明し、委員の皆様にも共通認識を持っていただくもので、協議会としての意思決定を必要としないものでございます。

例えば、先ほど御説明いたしました協議会の規約や規約に関する協議書のほか、事務局規程など規約や規程等により会長が定めたもの、また合併協議会だよりの発行やホームページの開設などの事務局からの報告が、これに該当いたします。

なお、協議会へ提出する際の番号の表記でございますが、四角の枠で囲んでおりますように、報告第何号と表記するものでございます。

次に、(2)の「議案」でございますが、議案は規約、規程において会議に諮ることとされている事項などで、協議会で議決、決定をする必要のあるもので、協議会としての意思決定を必要とするものでございます。

例えば、本日議案として提案しております会議規程や会議傍聴規程など、規約、規程の

定めにより協議会で決定すべきもの、また、事業計画や予算、合併協定項目の設定や合併協定項目の協議方針など、協議会として決定する必要のあるものがこれに該当いたします。

協議会に提出する際の番号の表記でございますが、協議会へは、枠で囲んでおりますように、議案第何号と表記して提出するものでございます。

次に、(3)の「協議」でございますが、協議は、合併協議会本来の最も重要な協議案件となります合併協定項目に該当する事項でございます。協議会として確認、意思集約を要する案件でございます。これが会議規程の第5条第2項に規定する協議事項でございます。本日の会議では協議事項の提案はございませんが、例えば、合併の方式を初め合併の期日や新市の名称などの合併協定項目に関する事項などで、最終的に意思の決定をするのは、両市町の議会など協議会以外の機関が決定する案件であるという点が議案と異なるところでございまして、この協議会においては、確認という形で意思の集約を行うこととなります。なお、協議会に提出する際は、枠で囲んでおりますように、協議第何号と表記して提出するものでございます。

次に、2の議案及び協議に係る意思決定等の基本的な流れでございますが、ただいま御説明いたしました案件のうち、議案及び協議に係る意思決定等の流れを図で表示いたしております。

まず、(1)の議案でございますが、原則として、提案した会議で説明し、質疑、協議を行った後、決定するものでございます。

次に、(2)の協議でございますが、協議につきましては、原則として、提案する第1回目の会議では、案件の説明及び提案された案件の趣旨、内容等についての質疑、協議を行い、その後、各委員の検討期間を設け、提案された次の会議、次回第2回目の会議で質疑、協議を行い、意思集約を図り、確認をするというものでございます。なお、第2回目の会議でも意思集約ができず継続協議となると、そういった場合も考えられます。

また、欄外に 印で記載しておりますように、協議会で合意が得られたときには、提案した会議において、即、意思集約、確認をする、そういった場合もございます。

以上が参考資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの22ページにお戻り願います。

次に、会議規程の第6条傍聴でございますが、会議は傍聴することができること、また、会議の傍聴に関し必要な事項は議長が別に定める旨を規定いたしております。

次に、第7条の会議録でございますが、第1項で、議長は会議録を調製すること、23ページの第2項で、会議録は議長が指名する2人の委員が署名する旨規定いたしております。

次に、第8条の会議録等の公開でございます。第1項におきまして、会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開すること、第2項で、文書の公開の方法につきまして

は、議長が定める方法により行う旨を規定いたしております。

次の第9条は規律、第10条は関係者の出席、第11条は関係者の出席を求めた場合の費用弁償について規定いたしております。

なお、最後の附則につきましては、施行期日について規定いたしておりますが、御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上、議案第1号についての説明を終わります。

続きまして、議案第2号について御説明をいたします。

会議資料25ページをお開き願います。

25ページ、議案第2号高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程についてでございますが、合併協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるため、ただいま御説明いたしました会議規程第6条第2項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

次の26ページの会議傍聴規程をごらんいただきたいと存じます。

まず、第2条の傍聴席の区分等でございますが、第1項では、傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分すること、第2項では、一般傍聴席の定員は50人以内とし、議長が必要と認めるときはこれを制限することができる旨規定いたしております。

次に、第3条は、傍聴の手続について規定いたしております。傍聴希望者は傍聴受付票に住所、氏名を記入の上、傍聴証の交付を受けることとし、傍聴の受付は会議開始予定時刻の30分前から行うことといたしております。また、傍聴証については、会議開始予定時刻の15分前から受付順に交付することといたしております。

次に、第4条は、傍聴を終えて退場する際の傍聴証の返還について、第5条は、会議を妨害するおそれ、その他の理由により、傍聴席に入ることができない者について規定いたしております。

次に、27ページをごらんいただきたいと存じます。

第6条は傍聴人の守るべき事項、第7条は写真、映画等の撮影及び録音等の禁止、第8条は職員の指示、第9条は会議が非公開となった場合の傍聴人の退場、第10条は傍聴人が規程に違反したときの議長が講ずる措置について、それぞれ規定いたしております。

次の28ページの附則につきましては、施行期日について規定いたしております。先ほどと同様に、御承認をいただきましたならば、本日付けで施行することといたしております。

なお、28ページに、第3条に規定する傍聴受付票の様式、29ページには傍聴証の様式を記載いたしております。

以上が議案第2号についての説明でございます。

続きまして、30ページをお開き願います。

議案第3号高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程についてでございますが、高松市・牟礼町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関して、



必要な事項を定めるため、会議規程第8条第2項の規定によりまして、議案として提出するものでございます。

31ページをごらんください。

まず、会議録等閲覧規程の第2条の閲覧請求者でございますが、何人も会議録等の閲覧を請求できるものとしたしております。

次に、第3条、閲覧に供する会議録等でございますが、第1項で閲覧に供する会議録等の内容を、第2項では閲覧に供しない場合について規定をいたしております。

次に、第4条は閲覧の請求、第5条は閲覧の場所及び時間について規定しておりまして、協議会の事務局及び高松市、牟礼町の所定の場所で閲覧できることとしたしております。

次に、第6条は遵守事項について、第7条は閲覧の中止及び禁止について規定いたしております。

なお、32ページの附則につきましては、先ほどと同様に、御承認をいただければ、本日付けで施行することとしたしております。

なお、次の33ページには、請求書の様式を記載いたしております。

以上が会議録等閲覧規程でございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号から第3号までの説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第1号から議案第3号までの3件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第1号から議案第3号までの3件を一括してお諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までの3件は、いずれも原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。御異議ございませんので、議案第1号から議案第3号までの3件は、原案のとおり決定いたしました。

ただいま会議規程を御承認いただきましたので、会議規程第7条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、山田徹郎高松市議会議長さんと安戸清次牟礼町議会議長さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第4号及び議案第5号につきましては、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明させます。

事務局次長（加藤） それでは、議案第4号及び議案第5号について御説明いたします。

会議資料34ページをお開き願います。

まず、議案第4号高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程についてでございますが、協議会の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項については、規約第12条第2項の規定により、会長が会議に諮り別に定めると規定されておりますことから、この規定に基づき議案として提出するものでございます。

次の35ページをごらんいただきます。

まず、幹事会規程第2条の所掌事務でございますが、幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、調整するほか、両市町の合併に必要な事項について協議、調整することといたしております。

次に、第3条の組織及び第4条の幹事でございますが、次の36ページの別表をごらんいただきたいと存じます。

幹事につきましては、この別表にございますように、高松市は助役2名と総務部長、企画財政部長、牟礼町は助役、出納室長、総務課長、合併対策室長のそれぞれ4名をもって充てることといたしております。

35ページにお戻りいただきたいと存じます。

35ページの第5条でございますが、第5条では、幹事の互選により、幹事長及び副幹事長を置くことといたしております。

次に、第6条の会議でございますが、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長が会議の議長となることといたしております。

次に、第7条の部会でございますが、幹事会に部会を置き、実務的な協議または検討を行うことといたしております。なお、部会の詳細につきましては、次の幹事会部会規程の中で御説明をいたします。

次に、第8条の関係者の出席でございますが、幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができることといたしております。

次に、36ページにまいりまして、第9条は会議の協議、調整の経過及び結果についての会長への報告、第10条は幹事会の庶務についての規定でございます。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしておりまして、御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上が幹事会規程でございます。

次に、37ページをごらんいただきます。

37ページ、議案第5号高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程についてでございますが、幹事会の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、幹事会規程第7条の

規定により、議案として提出するものでございます。

次の38ページをお開き願います。

幹事会部会規程の第2条、部会の所掌事務でございますが、部会は幹事会の幹事長の指示を受け、両市町の合併に関する協議など、規約第3条に掲げる事項について実務的に協議、調整することといたしております。

次に、第3条の組織でございますが、組織につきましては、40ページをごらんいただきたいと存じます。

40ページでございます。40ページに別表がございますが、部会につきましては、この40ページから42ページにかけて記載しておりますように、総務部会など全部で17の部会を設置するものとし、部会の委員には、表の中に記載しております職に就いている高松市及び牟礼町の職員をもって充てることといたしております。

以上が部会の組織でございます。

恐れ入ります、38ページにお戻り願います。

38ページ、第4条でございますが、第4条は部会長の職務についての規定でございます。

次の第5条でございますが、会議は事務局長の要請、または部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となること、また関係する部会と合同の会議を開催することができることなどを規定いたしております。

次に、第6条の報告でございます。部会長は、会議の協議の概要及び結果について、幹事会に報告することといたしております。

次の39ページの第7条は、庶務の規定でございますが、部会の庶務は部会長の属する市町の担当部署が処理することといたしております。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしておりますが、御承認いただければ本日付けで施行することといたしております。

以上が幹事会部会規程でございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号及び議案第5号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第4号及び議案第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、特にないようでございますので、議案第4号及び議案第5号についてお諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号の2件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、御異議ございませんので、議案第4号及び議案第5号の2件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号及び議案第7号につきまして、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第6号及び第7号について御説明いたします。

会議資料43ページをお開き願います。

まず、議案第6号平成15年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画についてでございますが、44ページに事業の内容を記載いたしております。

44ページをお開き願います。

平成15年度におきましては、合併に関する協議を行うとともに、住民の方々の理解をより一層深めていただくための情報提供に努めるなど、そこに記載しておりますような事業を実施してまいりたいと考えております。

まず第1に、合併協議会だよりの発行やホームページの開設による情報の提供でございます。合併協議会だよりの発行やホームページによりまして、合併協議会での協議の内容、会議録、合併関係資料などをできるだけわかりやすい形で情報提供してまいりたいと考えております。

2点目は、行政制度・事務事業現況調査の実施でございます。各種の行政制度や事務事業にかかわる合併協定項目の協議を行うためには、両市町の行政制度等の調整が必要となりますが、そのための基礎資料として行政制度・事務事業の現況調査を行うものでございます。

3点目は、建設計画の検討でございます。建設計画と申しますのは、合併市町のマスタープランとして、ソフト・ハード両面の施策を総合的かつ効果的に推進するために、合併市町の建設の基本方針や実施する事業等を定めたものでございますが、本年度は、その作成に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に4点目は、協議会、幹事会、部会等の開催、5点目は、合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究でございます。

最後の6点目として、その他必要な合併に関する調査・研究でございます。合併に関して必要な調査・研究を適宜実施するものでございます。

以上が平成15年度事業計画でございます。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと存じます。

45ページには、参考資料といたしまして今後の協議スケジュールを添付いたしております。この合併協議会におきましては、今後、行政制度等の現況調査並びに調整を行う中で、建設計画の作成のほか、後ほど議案第10号として項目の設定について御審議いただ

くことになっている合併協定項目について、その項目ごとに合併後のあり方についての協議を行うこととなります。

この図には、合併協定書の調印、両市町議会の議決までの想定されるスケジュールを記載いたしております。

以上が今後の協議スケジュールでございます。

続きまして、46ページをお開き願います。

議案第7号平成15年度高松市・牟礼町合併協議会予算について御説明いたします。

47ページをごらんいただきたいと存じます。

平成15年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ530万1,000円と定めるものでございます。なお、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、次の48ページの第1表「歳入歳出予算」のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

47ページの第2条、歳出予算の流用についてでございますが、予算額に過不足を生じた場合には、款相互の金額は、必要に応じて流用することができるとさせていただいております。

続きまして、歳入歳出予算の内訳について御説明いたします。

資料49ページをお開き願います。

49ページ、まず歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として265万円を計上いたしております。説明欄に両市町の負担金額を記載しておりますが、負担金の額につきましては、先ほどの報告事項の規約に関する協議書の中で御説明いたしました経費負担の考え方に基きまして、高松市が169万2,000円、牟礼町が95万8,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金として265万円を見込み、計上いたしております。この県補助金は、補助率が2分の1で、原則として2年間で3,000万円を上限として交付されますが、本年度は、歳出予算総額の2分の1の265万円を計上いたしております。

次の諸収入につきましては、預金利子として1,000円を見込み、計上させていただきます。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、50ページをお開き願います。

歳出予算の内訳について御説明いたします。

まず、運営費のうち会議費23万6,000円でございますが、内訳といたしましては、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、放送録音機器借上料などでございます。

次に、事務費192万8,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員の

経費、消耗品、通信運搬費、備品購入費などでございます。

次に、51ページの事業費のうち事業推進費でございますが、312万7,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だよりの発行に伴う経費、ホームページの開設、管理の委託料、県からの職員派遣に伴う負担金などでございます。なお、予備費といたしまして、1万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は530万1,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成15年度合併協議会事業計画及び予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第6号及び議案第7号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第6号及び議案第7号を一括してお諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ありませんので、議案第6号及び議案第7号の2件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号及び議案第9号でございますが、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第8号及び第9号について御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、一言お断りを申し上げます。本合併協議会の予算につきましては、合併協議会の財務規程第2条第2項におきまして、年度開始前に協議会の会議の承認を得なければならないと規定されております。そこで、本年度の最終の会議となります本日の会議に、後ほど御説明いたします議案第9号として、平成16年度の予算を付議したものでございますが、本合併協議会に係る高松市及び牟礼町の負担金につきましては、両市町の3月議会に上程されますので、まだ議会の議決をいただいております。このようなことから、現時点では、若干流動的な要素を含んだ形での予算案ということになります。今後、両市町議会での議決状況を踏まえ、必要に応じ適切な対応を検討してまいりたいと存じますので、御了承を賜りたいと存じます。

それでは、議案について御説明いたします。

52ページをお開き願います。

まず、議案第8号平成16年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画についてでございますが、次の53ページに事業の内容を記載しております。

まず、53ページでございますが、平成16年度におきましては、引き続き行政制度・事務事業の現況調査を実施し、行政制度等の調整を図る中で、合併協定項目の協議を行うほか、合併後の市のマスタープランとなる建設計画の策定に向けて、鋭意作業を進めてまいります。

また、合併協議会だより・ホームページの充実を図り、合併に関する住民の皆様方の理解を、より一層深めていただくための情報提供に努めるなど、そこに記載しておりますような事業を実施してまいりたいと考えております。

まず第1は、合併協定項目の協議でございます。次の2点目で申し上げます、行政制度・事務事業現況調査の結果を踏まえ、合併協定項目の協議を進めるものでございます。

2点目は、行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整でございます。行政制度・事務事業の現況調査を実施するとともに、両市町で異なる行政制度等について、部会・幹事会等で調整を図り、調整が調ったものから、順次、協議会に諮ってまいりたいと存じます。

3点目は、建設計画の作成でございます。来年度におきましては、素案を取りまとめ、本協議会にお示しするとともに、住民の皆様から幅広く御意見をお伺いする中で、成案の策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

4点目は、合併協議会だより、ホームページによる情報の提供でございます。引き続き合併協議会だよりやホームページによりまして、合併協議会での協議の内容、会議録、会議資料などを、できるだけわかりやすい形で、情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、合併協議会だよりにつきましては、本年度は時期的な関係もございまして、1回のみの発行でございますが、来年度におきましては、合併について、住民の方々の理解をより深めていただくということで、協議の進捗状況等も踏まえる中で発行回数をふやすとともに、必要に応じて増ページを行い、合併後の住民生活に深くかかわる行政サービス等を掲載した特集号についても発行してまいりたいと、そのように考えております。

5点目は、協議会、幹事会、部会等の開催でございます。

6点目は、合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究でございます。

7点目といたしましては、その他必要な合併に関する調査・研究でございまして、合併に関して必要な調査・研究を引き続き実施してまいります。

以上が平成16年度事業計画でございます。

続きまして、54ページをお開き願います。

議案第9号平成16年度高松市・牟礼町合併協議会予算について御説明いたします。

次の55ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額はそ

れぞれ3,340万2,000円と定めるものでございます。なお、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、次の56ページの第1表のとおりでございます。

次の第2条、歳出予算の流用についてでございますが、平成16年度中の当協議会の歳出予算の執行に当たりまして、予算額に過不足を生じた場合には、款相互の金額は必要に応じて流用することができるかとさせていただいております。弾力的な運営について御了承賜りたいと存じます。

それでは、歳入歳出予算の内訳について御説明をいたします。

資料57ページをお開き願います。

まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として1,670万円を計上いたしております。説明欄にございますように、両市町の負担金の額は、高松市が1,154万8,000円、牟礼町が515万2,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金として、歳出予算総額の2分の1の1,670万円を見込み、計上いたしております。

次の繰越金及び58ページの諸収入につきましては、それぞれ1,000円を見込み、計上いたしております。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、58ページでございますが、歳出予算の内訳について御説明いたします。

まず、運営費のうち、会議費262万7,000円でございますが、内訳は、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料などでございます。

次に、事務費580万6,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員の経費、旅費、消耗品費、通信運搬費などでございます。

次に、59ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、2,486万9,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だよりの発行に伴う経費、建設計画の作成等委託料、ホームページの管理委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等でございます。

次に、60ページでございますが、予備費といたしまして、10万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございますが、歳入歳出予算の総額は3,340万2,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成16年度合併協議会事業計画及び予算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第8号及び議案第9号につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（増田会長） よろしゅうございますか。特にないようでございますので、それでは議案第8号及び議案第9号を一括してお諮りいたします。

議案第8号及び議案第9号、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がありませんので、議案第8号及び議案第9号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次の議案第10号及び議案第11号についても、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第10号及び議案第11号について御説明いたします。

会議資料61ページをお開き願います。

まず、議案第10号合併協定項目について御説明をいたします。

本合併協議会では、合併に関する協議、建設計画の作成等を行うことになっておりますが、合併後のまちづくりにおいて重要な項目や、住民への影響が大きい項目など、合併協議の根幹にかかわる事項につきましては、合併協定項目として設定し、本協議会で協議いたします。

次の62ページには、協議の対象となる事項を、性質別に分類した合併協定項目を記載しております。

62ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、大分類1の基本的な協議事項が、1の合併の方式から5の財産の取扱いまでの5項目、大分類2の合併特例法に定める協議事項が、6の地域審議会の取扱いから10の一般職の職員の身分の取扱いまでの5項目、大分類3のその他協議事項が、11の町名・字名の取扱いから24の各種事務事業の取扱いまでの14項目、及び次の63ページの最後にございます大分類4の建設計画に係る協議事項と大きく四つに分けております。

これらの事項につきましては、どのような項目を合併協定項目にするかなどの明確な基準はございませんことから、国が作成いたしました運営マニュアルあるいは先進地域の事例を参考に作成したものでございます。

なお、それぞれの合併協定項目には、1番から25番までの番号が、また24の各種事務事業の取扱いでは、24の1番から24の23番までの番号が付されておりますが、これは協定項目番号でございまして、それぞれの協定項目に固有の番号でございます。

各合併協定項目の内容につきましては、次の64ページ以降にその内容を記載しております。

64ページをお開き願いたいと存じます。

64ページでございます。まず、大きな分類1、基本的な協議事項のうち、1の合併の方式でございますが、合併の方式につきましては、新設合併とするか編入合併とするかを協議するものでございます。このどちらの方式をとるかで、市の名称・特別職の職員・議会議員・農業委員・条例規則等の取り扱いが違って来る最も基本的な事項でございます。

2の合併の期日につきましては、合併の手續に要する期間や住民サービスが滞りなく行えるよう、議会の議決など法的手続や合併準備作業に要する期間をも考慮して、合併の期日を定める必要がございます。また、現行の合併特例法の適用を受けようとするためには、平成17年3月31日が期限となるものでございます。

次の3の新市の名称につきましては、新設合併の場合は、両市町が廃止されるため、合併後の市の名称を定める必要があり、編入合併の場合には、通常、編入する市町の名称となります。

4の新市の事務所の位置につきましては、新設合併の場合は、新たに定めることとなり、編入合併では、通常は編入する市町の事務所の位置となります。

次に、5の財産の取扱いでございますが、両市町が保有する土地、建物、債権、債務など、すべて合併後の市が引き継ぐこととし、公の施設につきましても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則でございます。

また、財産区の取扱いについても、この項目の中で協議するものでございます。

次の、大きな分類の2は、合併特例法に定める協議事項でございます。

6の地域審議会の取扱いにつきましては、合併前の市町の区域を単位として設けられ、合併後の市の施策に対してその長から諮問を受け、または必要に応じて意見を述べることができる、この地域審議会を設置するかどうか、また、設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期などの組織や運営に関する事項を協議するものでございます。

なお、地域審議会は、両市町の協議により定められた、一定の期間に限って設置できることとなっております。

次に、7の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、合併後の議会の議員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

8の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましても、議会議員と同様に、合併後の農業委員の定数や任期期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

9の地方税の取扱いにつきましては、両市町での税目、税率に著しい不均衡があり、合併後直ちに合併後の市の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くと、そのように認められる場合には、合併特例法では、合併が行われた日の属する年度、及びこれに続く5年度に限って不均一課税を行うことが認められておりますが、この不均一の課税をするかどうか、またする場合の税目や実施時期等について協議するものでございます。

次に、10の一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、一般職の職員が引き続きその身分を保有するように措置するとともに、職員の任用制度、給与、その他の勤務条件の適用について均衡を図るように協議するものでございます。

続きまして、65ページをごらんいただきたいと存じます。

大きな分類の3、その他協議事項でございます。

まず、11の町名・字名の取扱いにつきましては、町名・字名は、地域の歴史や文化により、住民の愛着がございますことから、両市町の意向を尊重して協議することとなります。

12の慣行の取扱いにつきましては、両市町がそれぞれ定めている市町章、都市宣言、憲章、市町の花、木などの慣行につきましては、その取り扱いについて協議するものでございます。

13の事務組織及び機構の取扱いにつきましては、合併後の円滑な行政執行のための措置を講ずるとともに、機構改革についても協議をするものでございます。

また、支所、出張所を設ける場合には、位置や名称、所管区域を条例で定める必要がございます。

14の条例・規則等の取扱いにつきましては、新設合併の場合には、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効いたしますので、合併後の市において、条例・規則等を新たに制定する必要がございます。編入合併の場合には、編入される市町の条例・規則は原則として失効し、基本的には編入する市町の条例・規則が適用されるものでございます。

次に、15の特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、新設合併の場合は、特別職の職員は全員身分を失い、編入合併の場合は、編入される市町の特別職は身分を失うこととなります。こうした特別職の職員の措置について協議をするものでございます。

次に、16の一部事務組合等の取扱いにつきましては、両市町が構成団体となっている一部事務組合について、合併後に構成団体に変動が生じますことから、その取り扱いについて協議するものでございます。

また、公社、第三セクター及び公益法人等の外郭団体についても、その取り扱いについて、この項目の中で協議するものでございます。

次に、17の附属機関等の取扱いにつきましては、両市町が設置いたしております審議会、懇談会、協議会などの附属機関等の取り扱いについて協議するものでございます。

18の公共的団体等の取扱いにつきましては、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等につきましては、合併に際し合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされておりまして、その取り扱いについて協議するものでございます。

19の消防団の取扱いにつきましては、その組織のあり方について協議するものでござ

います。

次に、20の使用料、手数料等の取扱いにつきましては、両市町間で同一目的の施設の使用料や各種の証明手数料など、同一種類の事務の手数料が異なっている場合に、合併に際して、あらかじめ調整する必要があることから、その取り扱いを協議するものでございます。

続きまして、66ページをお開き願います。

21の各種団体への補助金、交付金等の取扱いにつきましては、両市町が交付しております各種団体への補助金、交付金等について、その内容を整理し、従来からの経緯や実情等を踏まえながら、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整を行うものでございます。

22は国民健康保険事業の取扱いでございます。国民健康保険は市町が保険者となって運営しておりまして、賦課方式や保険料・税の率が、両市町で異なっておりますことから、合併に際して、一元化を図るため協議するものでございます。

次の23の介護保険事業の取扱いにつきましては、国民健康保険事業の取扱いと同様に、市町が保険者となって運営しており、介護保険料等が両市町で異なりますことから、合併に際して、一元化を図るため協議するものでございます。

次に、24の各種事務事業の取扱いでございますが、さらに23に分類いたしております。この各種事務事業の取扱いにつきましては、ただいま御説明いたしました項目のほか、都市提携や電算システム事業を初め、両市町で実施しております、あらゆる分野の住民負担や行政サービスに係る各種の事務事業について調整を行う必要があることから、66ページ中ほどにございます24の1、都市提携から68ページの24の23、その他の事業までを合併協定項目として設定し、協議を行うものでございます。本日は、時間の関係で個々の事項の説明は省略させていただきます。恐れ入りますが、後ほどごらんいただけたらと存じます。

次に、68ページの最後でございます。

大きな分類の4、建設計画に係る協議事項でございますが、合併特例法に基づき新市の建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を策定するため協議を行うものでございます。

以上、御説明いたしました合併協定項目を設定し、今後、協議を進めていこうとするものでございます。

以上が議案第10号合併協定項目についての説明でございます。

続きまして、69ページをごらんください。

議案第11号合併協定項目の協議方針についてでございますが、ただいま御説明いたしました合併協定項目の協議方針を定めるものでございます。

次の70ページをお開きいただきたいと存じます。

合併協定項目の協議方針につきましては、合併協定項目を協議するに当たって、どのような考えをもとに協議するかという基本原則、基本姿勢を定めたものでございます。

まず、1の基本的考え方といたしまして、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととするものでございます。

次に、2は基本原則でございます。

まず、1番目の原則は、一体性確保の原則でございます。合併後、住民生活に支障が生じることがなく、速やかな一体性の確保を図ることができるよう協議を行うものでございます。

2番目は、住民福祉向上の原則でございます。住民が合併のメリットを感じられるよう、住民サービス及び住民福祉の向上に努めることを基本として、協議を行うものでございます。

3番目は、負担公平の原則でございます。住民負担や行政サービスの格差がある場合には、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないよう努めることを基本として、協議を行うものでございます。

なお、合併後に、住民サービス、負担に急激な変化が生じる場合の緩和対策等につきましても、十分な配慮をし、調整するものでございます。

4番目は、健全な財政運営の原則でございます。合併後の健全な財政運営に資することに配慮し、協議を行うものでございます。

5番目は、行政改革推進の原則でございます。行政改革推進の視点から、各種の事務事業が効率的、効果的に実施されるよう見直ししていくことを基本として、協議を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第10号及び議案第11号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第10号及び議案第11号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。はい、特にないようでございますので、議案第10号及び議案第11号を一括してお諮りいたします。

議案第10号及び議案第11号につきましては、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第10号及び議案第11号の2件は原案のとおり決定いたしました。

会議次第5 その他 （1）市町村の合併の特例に関する法律の概要等について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5、その他でございますが、まず（1）の市町村の合併の特例に関する法律の概要等について事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、市町村の合併の特例に関する法律の概要等について説明させていただきます。

会議資料の後ろに別とじにしてありますが、第1回会議参考資料、これをごらんいただきたいと存じます。参考資料でございます。

まず、参考資料の表紙をめくっていただきますと、裏側の目次がございます。市町村の合併の特例に関する法律いわゆる合併特例法の概要や市町合併の手續の概要、両市町の主なデータ等を本日、参考資料として、配付させていただきました。詳細につきましては、今後の合併協議の中でその都度御説明をさせていただくこととなりますので、本日はその要点を説明させていただきます。

まず、1ページをごらんいただきたいと存じます。

1ページは、資料1、市町村の合併の特例に関する法律の概要でございますが、まず2の合併協議会についてでございますが、合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置すると規定されております。本協議会はこれに相当し、合併に関する協議を行うものでございます。

次に、4の市町村建設計画でございますが、合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村等が実施する事業等を内容とする計画を作成することといたしております。これは、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。市町村建設計画の建設という言葉からハード面の整備という印象を受けがちですが、ハード・ソフト両面の施策を含む計画でございます。

なお、市町村建設計画に基づく事業についてのみ、合併特例法上の財政措置が受けられることとなっております。

次に、2ページをお開き願います。

2ページの6の地域審議会でございますが、合併前の関係市町村の協議により、合併前の市町村の区域ごとに合併市町村の長の諮問により、審議または必要な事項につき意見を述べることができるこの地域審議会を置くことができると規定されております。これは、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度で、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置できることとなっております。

次に、7の議会の議員の定数、在任に関する特例から10の職員の身分の取扱いまでの4項目につきましては、後ほど資料4の説明の中で説明させていただきます。

次に、12、地方税に関する特例でございますが、先ほど申し上げましたように、市町村の合併後、直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担について均衡を欠くことになることと認められた場合には、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り課税をしないこと、または不均一の課税

をすることができることとされております。

次に、13の地方交付税の額の算定の特例でございますが、合併が行われた場合、一般的には地方交付税が減少することが想定されますが、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりでないことから、合併年度及びこれに続く10年度については、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を保障し、合併により交付税上、不利益をこうむることがないように配慮されるという特例でございます。

なお、その後5年度は、この増加額が段階的に縮減されることとなっております。

次に、14の地方債の特例等でございますが、これは合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業、または基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併年度とこれに続く10年度に限り、地方債を充当することができ、この特例債の元利償還金の一部、70%につきましては、普通交付税措置を行うものとされております。

なお、これらの財政措置を受けるためには、現行の合併特例法では、平成17年3月末までに合併する必要があるとございます。

なお、15以下の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま御説明をいたしました合併特例法の概要に関連しまして、昨年11月13日に首相の諮問機関でございます第27次地方制度調査会が提出いたしました、今後の地方自治制度のあり方に関する答申につきまして、そのポイントを簡単に説明させていただきます。

まず、資料にございますように、1の平成17年4月以降の合併推進についてでございますが、(1)にもございますように、現行の合併特例法が失効した後の平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を定めて、一定期間、さらに自主的な合併を促すように求めております。

具体的には、にございますように、合併特例債などの現行の合併特例法のような財政支援措置は廃止することといたしておりますが、にございますように、普通交付税の合併算定替え、地方税の不均一課税、議員の在任特例などの合併の障害を取り除く措置は、引き続き残すことといたしております。

なお、(2)にございますように、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事への合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併したときは、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講ずるといたしております、実質的には期限の延長となるものでございます。

なお、以下の部分につきましては、時間の都合で、本日は、説明を省略させていただきます。

国におきましては、現行の合併特例法を引き継ぐ新しい市町村合併推進法案に、この最終答申の内容を反映させ、この3月上旬に国会に法案を提出することといたしております。

す。

以上、簡単でございますが、合併特例法の概要についての説明を終わります。

続きまして、6ページをお開き願いたいと存じます。

6ページの資料は、市町合併の概要でございますが、市町合併に係る手続関係について、表にまとめたものでございます。

手続といたしましては、まず、関係市町間で事前協議を行った後、合併協議会の設置についてそれぞれの議会に諮り、承認を得ます。この場合、住民発議による手続もございません。その後、会長、副会長、委員の選任などの事前の協議を行い、合併協議会を設置いたします。

中段の枠の中に記載されておりますように、今後、合併に係る協議や市町村建設計画に係る協議を行い、合併協議会での協議が成立いたしますと、再び両市町の議会に諮り、それぞれの議会で市町合併について承認をいただいた後、合併申請書を作成し、知事への申請を行います。

知事は、両市町の申請に基づき、県議会の議決を経て合併の決定を行い、その旨を総務大臣に届け出ます。総務大臣は、この届け出を受理したときには、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知をいたします。両市町の合併の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生じることとなっております。

以上が合併手続の概要でございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページには、資料3といたしまして、高松市、牟礼町の主なデータ等を記載いたしております。両市町の面積や人口、財政状況を掲載しております。本日は、時間の都合で細かな説明は省略させていただきます。

続きまして、8ページをお開き願います。

8ページの資料4でございますが、新設合併と編入合併の比較でございます。合併の方式につきましては、今後の合併協議の最も基本となる合併協定項目でございます。これにより、各種の行政制度・事務事業の調整方針や新市の建設計画の作成方針などが決まるほか、多くの合併協定項目の協議に移ることができる基本的な項目でございます。

このようなことから、できるだけ早い時期に協議することが望ましく、できれば次回の会議で協議をお願いしたいというふうに考えておりますが、本日は、この合併の方式についての資料を参考として提出させていただいたものでございます。

なお、先ほど申し上げました合併協定項目についての説明と重複する項目は、説明を省略させていただきます。

新設合併と編入合併の大きな相違点でございますが、2番目でございます法人格でございます。

新設合併の場合には、合併関係市町、高松市と牟礼町の法人格が消滅するのに対しまし



て、編入合併の場合は、編入する市町の法人格は継続し、編入される市町の法人格は消滅いたします。この法人格の消滅によりまして、市町の長、議会の議員、農業委員会の委員、特別職の職員は失職いたしますほか、条例や規則が失効することになりますので、方式の決定は、今後の合併協議に大きく影響するものでございます。

合併特例法では、それに関する特例を定めておりまして、まず、中ほどにございます議会の議員でございますが、地方自治法による原則と合併特例法による特例措置でその取り扱いに違いがございます。この表では、上段に原則、下段の特例を記載いたしております。

まず、原則では、新設合併の場合でございますが、議員はすべて失職し、50日以内に合併市町村の法定定数による設置選挙を行うこととなります。

編入合併の場合は、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職をいたします。なお、合併により議員定数が増加する場合には、増員選挙を行うこととなります。

次に、合併特例法の特例措置を適用する場合でございますが、新設合併で特例を採用する場合は、次のいずれかによることができます。

まず、でございますが、はいわゆる定数特例を採用する場合でございます。設置選挙において新設合併の特例定数、地方自治法に定める法定数の2倍の範囲内の定数でございますが、この特例定数で、合併後50日以内に設置選挙を行うこととなります。

はいわゆる在任特例を採用する場合でございますが、合併関係市町村の議員全員が、合併後2年を超えない範囲で在任することができることになっております。

次に、編入合併で特例を採用する場合は、次のいずれかになります。

まず、は定数特例を採用する場合でございますが、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに、人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うこととなります。この場合の議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となります。さらに、これに続く一般選挙においても、この特例定数をとることもできます。

次に、は在任特例でございますが、編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することができます。また、この場合、さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することもできます。

以上が議会の議員の定数と任期の取り扱いでございます。

次に、農業委員会の委員も、原則と合併特例法の特例で、取り扱いに違いがございます。

まず、新設合併の場合でございますが、原則では、委員はすべて失職をいたします。特例を採用いたしますと、10人から80人の範囲で定めた数で、合併後1年を超えない範囲で在任することができます。

編入合併の場合は、原則では、編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市

町村の委員はすべて失職いたします。特例を採用いたしますと、編入される市町村の委員は、編入する市町村の委員定数プラス40人を超えない範囲で、編入する市町村の委員の在任期間、在任することができます。

以上が農業委員会の委員でございます。

次に、一番最後になりますが、建設計画の策定でございます。

新設合併の場合には、新市の全域が対象区域となりますが、編入合併の場合には、少なくとも編入される市町の区域に係る計画を策定する必要があるとされております。

このように、合併の方式は、今後、合併協定項目に関する協議を行うに当たって、合併特例法の適用を初め、その取り扱う内容が異なってくる最も基本となる事項でございます。

以上、新設合併と編入合併の比較について説明させていただきました。

なお、合併の方式の詳細につきましては、協議事項として提案させていただくときに改めて説明させていただきます。

続きまして、9ページの資料5、合併協議会の設置に至る経緯の概要でございますが、ここでは、昨年9月30日の牟礼町議会の住民投票条例の可決から本年2月1日の合併協議会設置までの経過の概要を掲載いたしております。本日は時間の都合で説明は省略させていただきます。

以上で参考資料の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） たいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

安戸委員 ちょっと市長さんに聞くんですけど、1人当たりの歳出が出とるが、7ページの高松市と牟礼町の主なるデータ等でございますけども、高松市は1人当たりの経費が33万6,000円、牟礼町は27万1,000円ということで、6万5,000円かな、6万5,000円の差額があるんで、このあたりは、やっぱり市と牟礼町との地価の格差があって、公園1つつくるにしても、牟礼町と高松市であればかなりその費用も変わるんじゃないか、地価が違うからな。そういう面から、施設について住民サービスがそれぐらいの差額があるんかいなと思うんだけど、市長さんやったらお考えになっとるかもしれんが……。

増田会長 そうですね、いろいろ考えられますけれども、この職員数で見たらわかるように、職員数にしたら、1人当たりの職員が何人持っとるかというたら、大体似とるでしょう。むしろ牟礼町の方が1人当たりにしたら、どっちかいうたら合理化しているというようなこともありますし、ただ予算の場合は、そういう基本的な役場の事務だけで比較すればそんなに変わるはずないと思うんですが、それ以外に、例えば私のとこであればいろんな施設持ってますよね。美術館であるとか図書館であるとか、こういうのが全部こういうところ入りますから、どうしても施設をたくさん持っておると1人当たり経費は高くな

る。もちろんいろんなサービスも若干高いんがあるんだろうと思いますけど、それもこれから見ていく中でありますが、私が思うには、やっぱり基本的にいろんな公共事業もたくさんやっておりますし、それから公共施設もたくさん持つておる、その維持管理等もありますから、そういうようなもので、このぐらいの額が出とるんかなと思いますけど、詳しくはまたわかります。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市・牟礼町合併協議会第2回会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、特にないようでございますので、次の（2）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料の71ページでございますが、（2）高松市・牟礼町合併協議会第2回会議の開催予定でございますが、第2回会議につきましては、4月16日金曜日、午後1時30分から牟礼町役場2階第1会議室での開催を予定いたしております。なお、会議の案内状につきましては、協議事項を記載した上で会議開催日のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上、その他ということで、事務局から説明いたしましたが、この際、何か委員さんの方で特に御発言がございましたら承りたいと存じますが、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 三野でございます。

協議会資料の31ページ、会議録の閲覧なんですけども、例えばきょうして、閲覧ができる、その整理ができるのはおおむねどのぐらいか、というのと、そして次、予算のところなんですけども、あのときに発言すればよかったんですが、申しわけないです。協議会だよりの配布報酬31万2,000円ございますよね。これは具体的に言うたら、どういう経費か、その2点お願いします。

議長（増田会長） それでは、会議録の作成の時期とか、予算の合併だよりの配布費用等について、事務局から説明をいたします。

事務局長 事務局の方から説明をいたします。

会議録の作成につきましては、大体1カ月ぐらいをめどに作成をするということにいたしております。ただ、本日でありますと、今現在1時間40分ほどでございます。会議時間の状況によって左右されるところでございますけれども、基本的には1カ月、次回の会議までには公開できるような形にいたしたいというふうに考えております。

それから、第2点の予算の関係で、協議会だよりの配布経費でございますが、これにつきましては、高松市のみにかかる経費でございます。高松市については、配布方法を委託等によりまして対応しておるという関係でこのような経費が発生するということでございます。この経費の負担につきましては、高松市が全額負担をするということにいたしておるものでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） ようございますか。

どうぞ。

三野（八）委員 市は自治会にお願いしてるんですか。

増田会長 私どもは、広報に挟んで自治会を通じて配布しておりますので、自治会の方にその手数料を渡しておるわけなんです。配布の手数料を。

三野（八）委員 牟礼町は自治会が配布してますよね。

増田会長 牟礼町はその配布手数料がどうも要らないというか、特にそういうのはいないみたいな感じですね。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、それでは特に御意見もないようでございますので、以上で本日の会議を終了させていただきたいと存じます。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜りありがとうございました。これをもちまして、高松市・牟礼町合併協議会の第1回会議を閉会させていただきます。

大変お疲れでございました。今後ともよろしくお願いいたします。

午後 3時12分 閉会

会議録署名委員

委員

委員

